

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料の控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成 22 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に国民年金保険料を納付されたかたについては、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、本年 10 月下旬から 11 月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を添付されたかたは、来年の1月下旬に送付されます。

なお、家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者のかたには、毎年 11 月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、**12 月 1 日の提出期限**までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし、提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお年金以外に収入があるかたは確定申告が必要です。

平成 23 年度分「扶養親族等申告書」が送付されるかた		
年 齢	65 歳未満	年金額が 1 0 8 万円以上
	65 歳以上	年金額が 1 5 8 万円以上

戦後強制抑留者へのお知らせ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が、平成22年10月25日から始まる予定です。

- 対象者＝戦後強制抑留者で平成 22 年 6 月 16 日に日本国籍を有する存命のかた
- 請求受付期間＝平成 22 年 10 月 25 日～平成 24 年 3 月 31 日
- その他＝対象者のかたには、独立行政法人平和祈念事業特別基金から請求書類を送付します。平成 19 年度から平成 21 年度に特別慰労品（旅行券・引換券など）を受けておられないかたは、独立行政法人平和祈念事業特別基金までご連絡後請求書類を送付します。

◎問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金（事業部特別給付金担当）

☎ 0570 (059) 204 [ナビダイヤル] (IP 電話・PHS からは、03 (5860) 2748)

※受付時間は、平日の午前9時～午後6時まで（土曜、日曜、祝日はご利用いただけません）